



羅 針 盤

2026年5月、6月号



五重塔



爽やかな風が心地よい今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

さて、国際情勢はトランプ大統領のおかげでまだ先行きが見通せません。

過去のアメリカ大統領達は、世界一の経済大国、世界一の軍事大国として、その経済力で貧しい国を援助し、軍事力で人権を否定する独裁者を排除し、平和を維持するための費用の大部分を負担してきました。アメリカは世界平和の枠組みを考え、国連を作り、国際法で平和の秩序を作った国です。更に脱炭素を推進し、EV自動車化で排ガスを無くし異常気象を防ぎ、健康を目指してきたのです。何故トランプ大統領は過去の指導者と正反対のこ

とをいうのでしょうか。彼の判断基準はアメリカにとって損か得かの二択しかないのでしょうか。あきれられるばかりです。いくら希求しても世界に争いは無くならないようです。

一方、国内では消費税減税や皇室典範の改正、更には憲法改正論議が進められようとしています。国民は、物価高対策と原油由来の物資不足の先行きに大きな不安を感じています。幸い日本にはどうしても決着のつかない争いはありません。だからせめて、友人、知人、家族、親族、地域社会、業務上で縁のある人達は親しく助け合いの関係を続けたいものです。



知っておきたい税知識

テーマ 「税務調査の動向」 (個人編)



昨年(2023年)の12月に国税庁から「令和6事務年度所得税及び消費税調査等の状況」が公表されました。

AIを筆頭に新たな調査手法の登場やインターネット取引など従来にはなかった分野の調査が増加していることがうかがえます。

所得税の調査等の状況

事務年度	R6	R5
調査件数	73万6千件	60万5千件
追徴税額	1,431億円	1,398億円

↑ 過去最高

調査対象の選定にAIを活用するなど効率的かつ確かな調査手法の結果、実地調査と文書・電話による「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額の総額は過去最高となっています。

消費税(個人事業者)の調査等の状況

事務年度	R6	R5
調査件数	18万5千件	12万件
追徴税額	421億円	423億円

消費税の方は調査件数が1.5倍を超えた一方で、追徴税額は減少しています。

これは、調査対象に小規模事業者の割合が増えた結果とみることできます。

従来、非違(申告誤り)の規模が小さく追徴税額が多くは見込まれないため調査対象となりにくかった小規模事業者も、そのような付度なしにAIが調査対象として選定するようになったことが大きく影響していると感じます。



富裕層に対する調査等の状況

事務年度	R6	R5
調査件数	2,427件	2,407件
追徴税額	207億円	170億円

富裕層に対しては、資産運用の多様化・国際化を念頭に積極的な調査が実施されており、調査件数の増加に比して追徴税額の増加が大きくなっていることがうかがえます。



特に、海外投資等を行っている富裕層に対する調査の1件当たりの追徴税額は1,595万円、所得税全体の約3倍となっています。

インターネット取引に関する調査等の状況

インターネット取引や暗号資産(仮想通貨)取引を行っている個人に対しても、積極的な調査が行われています。

【調査事例】

ゲーム機器等の転売による収入があるにもかかわらず申告していなかった事例

調査対象者は給与収入のほかに、ゲーム機器やスマートフォンなどの転売による収入があるが申告していませんでした。

売上に係る書類はすべて破棄していたため、取引先に対する反面調査等により、転売に係る収入を把握され、所得税のみならず消費税についても課税されました。さらに書類の破棄が隠蔽行為とみなされ、重加算税を追徴される結果となりました。

調査税目	追徴税額
所得税(7年分)	約2千7百万円
消費税(1年分)	約2百万円

※重加算税を含む

国税庁は海外取引やインターネット取引などについてそれぞれ専門調査チームを設け、様々な資料情報等を積極的に収集し、AIを活用して分析を行っています。

今回の公表資料からは、時代や世界情勢の流れを反映して税務調査も様変わりしていることが読み取れます。



資産の運用・活用 ～デジタル遺言～

公正証書遺言は、その確実性から広く利用されている遺言形式ですが、作成に時間と手間がかかるのが大きなデメリットでした。この点が、法改正により 2025 年 10 月から大きく変更されました。



○ これまでと何が変わった？ 3つの改正点

👉 改正のポイント ① インターネットによる依頼が可能に

これまでは、公証役場に出向き、公証人や証人に口頭で遺言内容を伝え、印鑑証明等の書類により本人確認を行っていました。

それが改正により、遺言内容の電子データに電子署名・電子証明書をつけてメール送信し、電子的に本人確認をすることで作成が可能になりました。

(訪問不要)

👉 改正のポイント ② ウェブ会議の利用 (リモート方式)

これまでは、公証役場で公証人と対面して公正証書を作成していましたが、新たに、列席者(依頼者、証人等)がウェブ会議で、自宅からでも参加して作成することが可能になりました。(詳しくは後述)



👉 改正のポイント ③ 電子データの保管・交付

改正後、すべての公正証書は原則として PDF 形式の電子データで作成・保存されることになりました。これにより、公正証書で作成した遺言書(正本・謄本)は、電子データ or 紙の書面 のいずれの形式でも発行・交付が可能となりました。

○ リモート方式による作成手続きの流れ

- ① 公証人によるウェブ会議招待mailから、ウェブ会議に参加
- ② 公証人による映像・音声の確認、本人確認・意思確認
- ③ 公証人が公正証書案を画面に表示して読み上げ、列席者が内容確認
- ④ 公証人が列席者に対し、③のPDFファイルへの電子サインを依頼
- ⑤ ④のメールを受信した列席者全員が電子サインを実施・送信
- ⑥ 公証人が電子サイン・電子署名
⇒ 公正証書原本が完成



⚠️ 注意 ⚠️

リモート方式の利用には、依頼人の希望があり、かつ、公証人が「相当」と認める場合に限る等、一定の要件が設けられています。



現在、自筆証書遺言のデジタル化も政府により検討されている最中です。しかし、いくら手続きが簡単になっても遺言内容に不備や漏れがあれば、かえってトラブルを引き起こしかねません。

遺言書作成の際には当事務所へご相談ください。



● 今月・来月の税務

5月

- * 6月1日納付期限（5/31が日曜日のため）
 - ・ 所得税確定申告の延納税額の納付
 - ・ 自動車税・軽自動車税の納付

6月

- * 15日頃
 - ・ 所得税の予定納税額の通知
（納付期限は7/31）
- * 30日
 - ・ 個人の道府県民税・市町村民税の納付
（第1期分）

お願いします

今年度に入り、各市区町村や税務署から送付された書類は、R8年分の申告に必要となりますので、大切に保管してください。

- R8年固定資産（都市計画）税の課税明細書
- 国税還付金の振込通知書 など

● お知らせ

○労働保険の年度更新

6/1～7/10までの間に、労災保険料と雇用保険料をそれぞれの料率で計算し、保険料の精算・納付をお願いします。

対象期間：R7年4月1日～R8年3月31日

対象者：被保険者全員

保険料率：

- ① 労災保険率・一般拠出金率
R6年度から変更なし
- ② 雇用保険率
R6年度から変更なし ※R8年度には変更あり

○社会保険の定時決定

毎月の厚生年金保険料・健康保険料の計算をするための基準となる報酬額を、標準報酬月額といいます。これは、原則として毎年1回「定時決定」で見直しすることになっており、手続きには「算定基礎届」の提出が必要です。

○提出期限

いずれも令和8年7月10日（金）となります。忘れずにご提出ください。電子申請もぜひご活用ください。

あとかき

今年のゴールデンウィークはどのようにお過ごしになられたでしょうか。

私は、子どものお弁当作りがお休みになり、朝は目覚まし時計をかけずに起きる幸せな生活を満喫していました。ただ、いつも通りの時間に鳴っている子どもたちの目覚まし時計を、毎日止めて回ってからの二度寝でしたが・・・。



我が家では、この連休中に家の大掃除をしました。大掃除をするにはとてもいい季節ですね。家具を移動させると、下から思いがけないものが出てきて、宝さがしのようで盛り上がりました。



間もなく梅雨入りですね。この冬は水不足となりましたが、梅雨にはほどよく雨が降ってくれるのでしょうか。徒歩通勤をするようになり、雨の日に外を歩くことが増えました。水たまりを通過する車の、大波のような水しぶきを久しぶりに浴び、雨降りはドキドキする通勤です。梅雨には食中毒など、どうぞ健康にご注意くださいませ。



発行

刈谷市高須町良4番地1 カーサヨサミ1F

TEL (0566) 25-0936

FAX (0566) 25-0937

<http://aomi-zeirishi-ishikawa.com>

税理士法人 あおみ総合